

島根地方最低賃金審議会 島根県最低賃金専門部会

第2回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年8月5日（月） 午後3時00分～午後4時45分
- 2 場 所 島根労働局専用大会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席3名 定数3名
労働者代表委員 出席3名 定数3名
使用者代表委員 出席3名 定数3名
- 4 主要議題 ○ 島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見陳述
○ 金額審議

【部会長】 ただいまから島根地方最低賃金審議会島根県最低賃金専門部会第2回会議を開会します。

事務局から本日の配付資料の確認をしてください。

【指導官】 本日は、会議次第が1枚です。以上です。

【部会長】 次に、事務局から委員の出席状況について報告してください。

【指導官】 委員の出席状況を報告します。

本日は、全員に出席をいただいております。最低賃金審議会令第5条第2項により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことを御報告いたします。

また、本日の会議及び議事録につきましては公開となっております。

本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに7月29日から8月1日まで掲示いたしました結果、5名の傍聴希望者がありましたが、本日は2名の方が傍聴されますので併せてご報告いたします。

【部会長】 本日の会議は公開しております。

ただし、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、島根地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第5条第1項に基づき、以降の会議を非公開とする場合がありますことを傍聴人の方々は予めご承知おき願います。

【部会長】 それでは会議次第2の関係労使の意見陳述に入ります。事務局から願います。

【室長】 島根県最低賃金の改正に係る関係労使の意見の申出について、前回の専門部会でこの意見書の写しを資料ナンバー4として配付しております。本日はしまね労連事務局次長の加藤朋美様、しまね自治労連執行委員長塩治隆彦様から意見陳述を行っていただくこととしております。

【部会長】 それでは、意見陳述をお願いしたいと思います。時間は10分程度ということですのでよろしくお願いいたします。それでは、しまね労連事務局次長の加藤朋美様、意見陳述をお願いします。

【陳述人】 しまね労連事務局次長をしております加藤朋美と申します。今日はこのような場を設けていただきありがとうございます。

貴職に置かれましては労働者の命と暮らし、安心・安全の職場づくりに日頃よりご尽力いただき心より敬意を表します。

日本の最低賃金は2023年にランク数が4から3へ変更され、地域間格差の是正に繋がる地域での審議が期待されましたが、結果は最高額1,113円、最低額893円で地域間格差は220円と昨年より1円広がりました。全国加重平均1,004円は岸田首相が公言するできる限り早期に最低賃金の全国加重平均1,000円以上の実現のように見えますが、島根県の904円では平均額1,004円との比較で100円も下回っています。加重平均を上回っているのはAランクの都道府県に京都府を加えた7都府県のみ

で、40道県が下回るという実態は、ますます地域間格差を広げることになり、許容できることではありません。

毎日8時間働いても月16万円から19万円、手取り額として12万円から15万円にしかならず、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活ができません。最低賃金が最も高い東京都と高知県の最低生計費を比べると食費や家賃は東京の方が掛かるけれど、交通費などは高知県の方が高くなっています。

今日、資料1と2（第436回島根地方最低賃金審議会 資料その1の4）を付けておりますので、ご参照いただければと思います。したがって、最低生計費は全国どこでも変わらないことが証明されました。

あとは意見書（第436回島根地方最低賃金審議会 資料その1の4）の通りなのですが、私の個人的な話になるのですが、今、高校3年生の男子が家におりまして、丁度、就職活動に直面をしているところで、進路を決定するのに夫の方は県外に出た方が良いのではないかというふうにずっと言っておりまして、でも私の方は心配があったりするのがあるので、やっぱり県内に残ってもらいたいなって言うのが実際のところですよ。

本人にその辺は一任して本人が仕事をする事なので、おおよそ今県内の方で残って仕事をするっていうふうな話しもしていたので、そういう県内に残ってくれる高校生などが増えてくると良いと思います。

この間の30日（第436回島根地方最低賃金審議会）に使用者側の方からお話しがあった、中学1年生の職業体験の件なのですが、ちょうど今家に中学校1年生がおりまして、非常にありがたい話だと思って聞かせていただきました。

今回の専門部会の傍聴の範囲を三者協議のところまで広げていただいて大変に勉強になりまして、本当にありがとうございます。

その中学1年生になった子が小学校6年生の時に「最賃はどうやって決まるんだ。」というふうにすごく関心を持っていて、その時はまだ三者協議まで傍聴が出来なくて、きちっと説明ができなかったのですが、「三者の方がきちんと話し合っただけでそういうふうになるんだよ。」というふうな話しをしたところでした。

でも、中学生に今なったのですけど、「こんな最低賃金だったらやっぱり東京に出た方が得じゃないか。」という話しをしておりまして、子供だとばかり思っていたのですが、結構いろいろ考えているのだなど。ほぼ、たぶんSNSとかああ言う情報の方が多く入っている世代なので、そういうふうな考えもあるのかなと思うのですが、是非是非、最賃の審議の方をよろしくお願いいたします。

本社は大手企業でも、その県の最低賃金の影響もあるのか高卒初任給が低かった県内の会社があるのですけれども、2023年の改定後にやっぱり高卒の初任給が上がったという話を聞きました。けれど、既存の社員の方の賃金もそれに伴って多少上がったという話は身内の方から聞いております。

貴職審議会に置かれましては、最低賃金の大幅引き上げ、早期に1,500円と全国一律最低賃金制度創設にご尽力いただき、審議に反映していただくよう求めます。以上です。

【部会長】 ありがとうございます。次にしまね自治労連執行委員長の塩冶隆彦様、意見陳述をお願いいたします。

【陳述人】 しまね自治労連の執行委員長をしております塩冶隆彦と申します。今日は意見陳述の機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。よろしくお願いいたします。

資料の方付けていただいております意見申し出（第436回島根地方最低賃金審議会 資料その1の4）の方をベースにしてお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、まず最初に申し訳ございませんが、数字の訂正をさせていただきたいと思っております。陳述の準備をしている段階で間違いに気が付きましたして申し訳ありません。4行目、実際の労働時間は136.3時間というふうに書いておりますけれども、統計の引用の登記ミスといたしまして、正しくは149.7時間ということでしたので、すみません、統計を引用するところで間違えてしまいました。申し訳ございません。

それでは、意見陳述に入らせていただきます。

審議会委員の皆様には日ごろから私たち労働者が安心して働き続けられる

環境について尽力をいただきまして感謝申し上げます。

昨年の審議会においては、それぞれの委員の方の議論を踏まえて、中央の審議会が示された目安額を7円上回る47円という大きな引き上げで904円ということになりました。

労働条件といいますか、生活の一定の改善に繋がるというふうを受け止めていますけれども、ただ、これで十分かといいますとそうは言えないような状況になると思っております。審議会でのご議論にもあったように、物価高騰が続き、実質賃金はマイナスを続けております。物価の高騰は所得の低い方ほど影響が大きいということになっていまして、子ども食堂やフードバンクの利用者が増えるということで、やはり生活破壊、貧困化が進行しているというのが県内の実態だというふうに思っております。

とりわけ、現在の最低賃金は地域別に決まっておりますので、この賃金収入に地域間の格差が生じている。一方で、先ほどお話しもありましたが、全労連が行われた生計費の全国調査によりますと、生計自体には大きな地域差がないということですので、労働者の生活と経済に大きな格差が生まれているというふうに思います。

また、時給の高い都市部に労働者が偏ってしまうということで、人口の一極集中や地域経済の疲弊といったことも招いているというのが今の状況だというふうに思います。したがって、この物価高騰を上回り、生活の維持向上が図られるとともに地域間の格差の是正に繋がる大幅な引き上げが必要だというふうに考えておりますし、やっぱり根本的には地域別の最低賃金ではなく、全国一律の最低賃金制度にしなければこの人口の一極集中や地域経済の疲弊というのも根本的に解決することにはならないのではないかとこのように考えております。

そういったことを考えまして、3点ほど意見として申し上げたいと思っております。

ひとつは、最低賃金の時間額を1,500円としていただきたいこと。

それからふたつに、全国一律の最低賃金制度の創設を求めていただきたいこと。

三番目に、最低賃金引き上げのため、中小企業、小規模事業者への直接支

援策、例えば、各種社会保険料の減免・軽減措置、公費による負担とか、固定資産税の軽減などこういった直接の支援策といったこと検討し、求めているとありがたいというふうに思っております。

若干の補足で4点について、私たちの自治体という労働組合の視点でご説明させていただきます。

ひとつは、公務員給与と民間賃金の相互作用によって生活改善を図っていく必要があるのではないかとということです。県職員の初任給についてはそこに書いてあるとおり167,756円ですけれども、これを労働時間で割って月額を出した場合に、そこにあるように965円とか、1,031円ということになりまして、全国の最低賃金の加重平均1,004円とですね、そんなに離れていない。近接しているという状況です。自治体の職員の3、4割、或いは5割を超える部分がいわゆる非正規職員ということで、この方々の給料は高卒初任給ということで、経験だとか年齢だとか、そういったことを考慮しておられるところもありますが、基本的にはそういったことに関係なく高卒初任給をペースに決められているという状況があります。

昨年度は民間の春闘の賃上げもありまして、県職員の給料も上がりましたがけれども、まだまだ先ほど言ったように全国の加重平均からそう離れていないという状況になっておりまして、これはやはり県内の企業さんの賃金の状況というのが反映しているというふうになっていると思います。

県内の民間企業さんの方では、公務員の賃金水準を参考にしながら、それぞれのところの賃金水準も決めていかれるというような事例も結構あるというふうに伺っておりますので、やはり公務と民間の賃上げの好循環を作っていく限り、公も民も賃金が低迷をして若者にとって魅力のないこの島根の働き口になってしまうのではないかとというふうに思っております、やはり1,500円に直ちに引き上げることが必要だというふうに思います。

それからひとつ、介護職ということで、私たちの組合員の介護の関係の方々がたくさんおりますけれども、全国平均と比べて島根県においてはいわゆる公務とか病院とか医療、福祉といった公的分野でも就業率が高くなっております。したがって、ここの給料を、というのがひとつ地域経済にも影響を与えるわけですけれども、公務員の給料は先ほど言ったように人勧に

基づいて決まっていますけれども、その他の公的分野の民間企業の賃金というのは、医療報酬であったりとか、介護報酬といった公的価格のところの水準が影響してまいりますけれども、実際の報酬で想定している賃金が現場の皆様方に払われているかどうかというところが問題になっているというふうに見えます。実際には人手不足からまず休みが取れない状況で働いているということが現状としてあります。これはなぜかというやはりここ（第436回島根地方最低賃金審議会 資料その1の4）にも書いてありますけれども、月額で全産業平均よりも月額83,100円も低いということで、中々、正規の職員が採用できない。そうすると短時間の職員の方が対応せざるを得ないですけれども、その方々の賃金は最低賃金に近い状況になっているということになりまして、制度上も地域別に都市部は大体2割増しとかそういう形になっているので、地域的なところでの介護報酬上の格差も出るように仕組みになっていますし、なおかつ、最低賃金は地域別になっているということで、非常に介護関係のパート職員の賃金も都市部との格差が大きくなっているという状況にあります。介護の内容というのは全国どこでも同じように実施されるということが必要であると思いますので、こう言った職のことを考えても全国一律の制度が必要だというふうに思っております。

これは医療とか保育とかと言った公的価格で決まってくる金額については共通で言えると思います。

三番目が生活保護の関係で、前回の会議（第436回島根地方最低賃金審議会）の時にも話がありましたが、中央最低賃金審議会で示される方法では、中々、実際生活保護の制度で個々の労働者に、現実、実際に払われる金額との計算方法による乖離が生まれるのではないかということで問題があるというふうに思っております。ひとつが基準額というのが人口の加重平均となっていますので、可能性としては例えば松江が一番高いわけでそれより低い額で比較しますから松江の実際生活保護の支給額よりも最低賃金が低いということは理論上出てきかねないというような今状況になって来ているというふうに思います。それから、住宅扶助額については、生活補助全体の実績額を受けている人の頭割りをしているのですが、支出については世帯単位で出されています。なので、例えば、ひとり親と子供2人だと、今の三万いくら

というその世帯で出るんですけど、最低賃金の計算方法で行くと頭割り計算なので労働者一人分のお金でしか最賃では計算で上がってこないということになるので、そこで差が出てしまう。全員が働いておられれば審議会の計算通りでなってくると思いますが、そうはなっていないという問題があると思います。

それから、可処分所得についても生活保護の場合は勤労控除があつていろいろ仕事をするにあたっての準備するものを含むだとか、靴だとか或いは道具とかそういったことに勤労控除分がありまして、租税公課とそれを足しますと0.616くらいの所得となりますので、ここでかなり審議会の数字の0.817との差が大きくなってきます。

最後に、実際の労働時間173.8時間で計算されていますけれども、今の働き方改革、時間短縮という中で2,000時間を超える年間労働時間の前提に、だからこれほどお金が入りますよねっていうのは少しどうなのかなというふうに思いまして、実際にどれだけ働いて、それに掛ける時間給でお金が入ってくるのかという、その現実に近い労働時間を考える必要があるのかなというふうに思います。こういった数字によって計算上の問題が発生しておりますので、先ほど言った私たちのやり方で計算すると現状でも生活保護の方が最低賃金の額を計算した場合に、月額収入よりも上回っているという状況がありますので、この計算上のところで少し問題があるのかなと思います。今の統計上は月平均の所定労働時間161時間ということになっているようでして、時間外しない場合はこの時間で計算すると時間当たり237円生活保護が高くなってしまふということとなりますので、そういったところを実際の額で計算すると、先ほど言った1,500円というのはそんなに高い金額ではないのではないかとこのように思っております。

最後に、中小企業さん等への支援によって最賃の大幅な賃上げをしていく必要があるというふうに思います。今もいろいろ助成金の制度がありますけれども、何かの投資をした場合に助成するとか或いは税金から差し引くということですがけれども、そもそも赤字経営で税金を払っておられなければ引いていただける税金もないということにして、やはり直接的な社会保険とか負担の直接的な支援を行う必要があるというふうに思います。大企業が大きな

内部留保で利益を上げている一方で中々価格転嫁も出来ないということです。そういったところの利益配分についても、もう少し労働者とか取引先の企業さんへ分配があるような制度を作っていただければと思っております。

長くなりましたけれども、最初に申しました3点についてぜひ実現をお願いしたいというふうに思っております。ありがとうございました。

【部会長】 貴重なご意見をありがとうございました。委員の皆様から何かご質問等がございますか。

(「ありません。」)

【部会長】 無いようでしたら、以上で意見陳述を終了します。

【部会長】 前回の第1回専門部会では、労使双方から金額審議に臨んでのそれぞれの意思表明、ご意見等をお聞きしております。

本日は、労使それぞれ御検討いただいた上で部会に臨んでおられると思いますので、引き続き労使双方から御意見をいただき、金額についての審議を深めたいと思います。よろしく申し上げます。

まず、本日の審議にあたりまして、冒頭のところで全体に向けまして何かご発言があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【景山委員】 1枚だけ追加資料をお配りしたいと思います。

(追加資料配布)

今お配りしたのは、見出しのところにあります2023簡易改定と書いてありますけれども、昨年疎明資料に記載をしておりました連合リビングウェイジという指標になっております。

先ほども2名の方から生活者或いは労働者の視点で1,000円、1,500円というお話もございましたが、連合さんがまとめられた資料になって

おりまして、さいたまを100とした時に全国がどのような状況か、さいたま市を100とした場合に全国がどのような金額があれば文化的で健康な生活が送れるか、という指標を独自に作られたものであります。また、これまでの間、各種の様々なご意見をいただいて今日まで作り上げてきたというふうに説明されております。おおよそ5年に1回の改定ということで前回は2021年でしたが、昨今の社会環境が大きく変わってきたということで、改訂を行って示されたものということになっておりますので、昨年の最低賃金改定に伴って数値を見直したというものになっております。

ちなみに島根県のところをみますと、一番左が単身者の1時間あたりに直した時の賃金が1,050円以上ないと生活が維持が出来ませんという指標になっているところがございます。これについては以上でございます。

労側といたしましては、部会長が言われたように金額の提示を準備してきておりますが、この後の公労・公私の中でそれをお伝えして審議に入らせていただきたいと思っております。

【森脇委員】 使用者側も公労・公私でお願いしたいと思います。

【部会長】 その他にご意見などはありますか。どうでしょうか。

(「ありません。」)

【部会長】 それではこの後は休会とさせていただきます、労使別室に分かれて、それぞれ個別にお話をさせていただくことにしたいと思います。

それではこれから休会とします。傍聴人の皆様は恐れ入りますがご退出願います。

(休会、傍聴人退室)

(再開、傍聴人入室)

【部会長】 会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側がプラス146円、使用者側はプラス26円でしたが、公労、公使協議において、労働者側からプラス96円、使用者側からプラス26円の提示があり、本日の段階では70円の開きがあります。

さらに議論が必要と認められますので、引き続き第3回の専門部会において行いたいと思います。それぞれ詰めていただくようお願いします。

【部会長】 それでは、会議次第の3番目の「その他」ですが、委員の皆様、何かありますか。

【森協委員】 それでは、使用者側からですけれども、次回、出来る限り詰めていきたいというふうに思っております。本日はデータにこだわって主張いたしました。以上です。

【部会長】 事務局から何かありますか？

【室長】 次回専門部会の日程の確定をお願いしたいと思います。8月9日の金曜日を開催候補日としておりますがいかがでしょうか。

(「良いです。」)

【部会長】 それでは、次回第3回専門部会は8月9日金曜日、15時00分から開催します。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。